

高座清掃施設組合障がい者活躍推進計画

1 趣旨

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、地方公共団体か障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを総合的かつ効果的に実施するため障害者活躍推進計画の作成が義務付けられました。

こうしたことから、障がい者の能力を有効に発揮し、活躍することのできるよう「高座清掃施設組合障がい者活躍推進計画」を策定します。

この計画を踏まえ法定雇用率の達成や、障がい者が意欲と能力を発揮し活躍できる場の拡大に向けた取り組みを推進します。

なお、令和5年3月1日に障害者雇用促進法施行令を改正する政令が公布され、令和6年4月1日から法定雇用率が3.00%（経過措置として、令和8年6月30日まで2.80%）に引き上げられました。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 課題

各障害種別の職員定着を推進していくためには、働きやすい環境づくりに向けた取り組みが必要です。

4 目標

(1)雇用率に関する目標

各年度の6月1日現在の障がい者雇用率が法定雇用率を満たすことを目指します。

（評価方法） 毎年度の任用している障がい者の人数を把握し、障害者雇用率の進捗管理を行います。

(2)定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

（評価方法） 毎年度の任用している障がい者の人数を把握時期に、対象職員の定着状況の把握・分析を行います。

5 取組内容

- 取り組みを推進するため障害者雇用推進者を選任します。
- 障がい者の相談を受けるため障害者職業生活相談員を選任します。
- 障害者職業生活相談員として選任する職員に対し障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。
- 中途障がい者(在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。)について、面談等により配慮事項等を把握し必要な措置を検討します。

6 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、イントラネットへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、ホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、目標の達成状況及び計画に掲げる取り組みの実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。